

学位申請論文の審査結果の報告

京都府立大学学位規程第12条に基づいて、以下のとおり研究科会議に報告する。(なお、審査論文内容については、「学位申請論文の要旨」を参照願いたい。)

[経過]

3名の審査委員(津崎審査委員、高原審査委員、野田審査委員)による審査(平成25年10月24日、11月28日、平成26年1月9日)をふまえ、平成26年2月19日(17時30分から19時)の公開審査(最終試験)となった。本論文の内容は、公開審査(最終試験)において学位申請者である竹中祐二から説明がなされ、その後、2名の審査委員(高原審査委員、野田審査委員)および出席者(16名)のうちの若干名との間で質疑応答がなされた。審査委員の論文に対する評価と2月19日の主な質疑の内容は、以下のとおりである。

[評価]

近年、日本において多様に展開されるようになった「安全・安心まちづくり」活動は、犯罪予防活動と種々の共通点があり、地域社会における犯罪予防に関する社会学的研究は、シカゴ学派の研究にその嚆矢を求めることができる。そして、学説史的には、シカゴ学派の研究はシステミックモデル(集団効果とソーシャル・キャピタルの両概念に結実する)と環境犯罪学の諸理論に分岐していくことになる。しかし、この領域に関する国内外の研究は概ね個別の理論の提唱とその修正に止まっており、理論全体の構造的な位置づけ・整理や分析枠組みの提示までには至っていない。また、各理論の犯罪予防効果を実証する試みも不十分であり、ともすれば犯罪予防を地域の再生に過剰に期待する「コミュニティ・インフレーション」も近年目立っていると思われる。

そこで、申請者は本研究において、「地域社会における犯罪予防」という現代的テーマを理論と実証の両面から探究するという難しい課題に挑戦している。その成果を概括すると、第一に、システミックモデルと環境犯罪学の理論的な展開を外国文献の丹念な渉猟によって確認した上で、自らのオリジナルな理念型・分類・分析枠組みを提示することに成功している。第二に、大学院在籍中に独自に修得したデータ分析方法を援用して、外部資金の獲得と京都府行政との連携によって収集した4つの調査結果を分析し、理論研究で得た知見を実証しようとした努力の成果が認められる。さらに第三に、現代日本における「安全・安心まちづくり」活動の具体的な展開と先進事例を紹介し、その言説の構築を考察した上で、地域社会における犯罪予防活動の意義と限界に言及している。

なお、論旨展開上の文章表現、調査とデータ分析の設計、データと結論の提示などに問題点がいくつか残されているが、具体的に評価すべき点と今後の研究上の課題は以下のとおりである。

- 1.研究テーマは漸進性・開拓性に富むものであり、特に理論編において、先行研究に関する国内外の研究者の論評をふまえた上での自らの解釈・評価・まとめが優れている。
- 2.それらを6つの図によって明晰に示しており、特に、図1ではシステミックモデルを統合してマクロ要因とメゾ・ミクロ要因に整理し、図2では集団効果の概念をメゾ+ミクロ領域に位置付ける理念型を提示し、図5では環境犯罪学理論を「モノ」重視か「ヒト」重視かによって3つに分類し、図6では「モノ・ヒト」型の4分類によって「地域社会における犯罪

予防活動」の分析枠組みを明確に提示している。

3. 集団効果が犯罪予防効果をもつことを実証するために行った①内閣府調査の援用版と②その修正版において、集団効果の論者サンブソンの最新の学説（格差と貧困）の有効性を示唆しつつ、同理論の限界に言及している。この点における課題として調査対象地域の選定の問題があり、京都府地域という素材の限界を超える調査設計が今後求められる。

4. 犯罪予防ボランティア団体と犯罪予防活動の実践例を対象とした調査③④においては、「安全・安心まちづくり」活動の効果と「モノ・ヒト」型4分類による整理を試みて、「モノ・ヒト」型の各タイプが抱える問題と犯罪予防活動の目的と手段の乖離（組織維持の自己目的化）という現実問題を指摘している。そして、この点における課題は、最後の第6章が「安全・安心まちづくり」活動の紹介に終わったことと関連して、第一に、図6の分析枠組みが必ずしも普遍的ではないことをあらためて検証することであり、第二に、地域社会における犯罪予防活動の意義と限界に関する結論をより一層明確に示すことである。

【公開審査会の状況】

公開審査会では、審査委員と出席者から主に博士論文の内容と主張の有効性を問う、あるいは確認する質問とそれらに対する応答が、以下のような became。

まず高原審査委員（外部審査委員・京都橘大学現代ビジネス学部教授）から、地域社会における犯罪予防の意義と限界として何が挙げられるかという質問がなされた。これに対して、地域社会における犯罪予防の意義と限界は表裏一体であるとも言え、意義としては、貧困その他のマクロな要因が直接的に犯罪率に影響するのではなく、例えば見守り活動を初めとする実践活動のような、犯罪予防により直接的に有効な手立ての発見に貢献できること、限界としては、貧困対策や、そこから導かれる就学・就労支援等の地域社会のみでは担いきれないレベルの問題があること、対象としても制度としても地域社会での対策に馴染まない問題については、理論そのものに限界があるとも言える、との回答があった。さらに同委員から、「モノ」重視型分類と「ヒト」重視型分類の使い分けの必要性和、「ヒト」重視型分類の「モノ」重視型分類に対する優位性に言及しているが、「ヒト」重視型分類の方が有効であると述べるに至った理論的展開はいかなるものか、あるいは申請者自身のア・プリオリな価値観として何かあるのか、と問われた。これに対し、先行研究においては「モノ」か「ヒト」かはトレードオフの関係にあるという二元論に陥っており、そこから脱却すべきであるとの認識から使い分けの必要性に言及したこと、理論的には分析の対象とした先行研究を時系列に並べたとき「モノ」から「ヒト」への移行が観察されたため、そこに「ヒト」の重要性への志向が観察されると判断した結果そうした展開となったが、その主張に対する理論的な説明が十分伴わなかった点は反省していること、他方で、確かに申請者自身が「ヒト」重視型分類の「モノ」重視型分類に対する優位性をア・プリオリに抱いており、例えばゲートド・コミュニティの導入や排除の論理への賛否といったものは住民意思の反映であるし、前提となる文化や価値観の形成を考慮するにあたっては、やはり「ヒト」重視型分類の方を重視せざるを得ないと考える、との回答があった。最後に同委員から、ソーシャル・キャピタルと集団効果の関係について、図-2 にソーシャル・キャピタルを組み込むならばどの様に位置付けられるのかと質問された。これに対し、無理はあるかもしれないが、集団効果で示す円の上半分がそれに相当すると考えられること、本論文におけるソーシャル・キャピタルの定義に含まれる相互援助・相互信頼がコントロール指標に、社会的ネットワークがネットワー

ク指標に相当すると考えられる、との回答がなされた。

次に野田審査委員から、ソーシャル・キャピタルと集団効果の関係について、両者は相互に重なるものか、あるいは一方が他方を包含するのか、どの様に位置づけられているのか質問された。これに対しては、論文提出時点で両者の関係を煮詰めることができなかつた点は反省せねばならないが、ソーシャル・キャピタルをより構造論的にマクロに、集団効果をよりミクロに位置付けるべきであり、論文では両者を一体的にメゾレベルに位置付けているが、本来は別の次元に位置付けるべきものと考えており、理論的な検討は結果として不十分であったとの回答があった。さらに同委員から、実証調査における改善点として、現時点で振り返って調査の設計と分析において何が提案できるかと問われた。これに対しては、統計分析によって何らかの結果が得られると安易に考えていた点は反省せざるを得ないこと、犯罪関連指標が公的統計に依拠せざるを得ないので、調査地域によって明確に差が出る指標を用いるべきであったこと、例として、先行研究では郵便番号単位で放火発生件数を変数に用いており、マルチレベル分析によって級内相関を取り除くという手段も考えられること、ソーシャル・キャピタルと集団効果の関係性、要因のマクロ/メゾ/ミクロレベルへの配置自体に問題があった点は課題として指摘されるとの回答があった。最後に同委員から、犯罪予防における地域社会の要因とそれ以外の要因について、どのような関係で位置づけられているのか問われた。これに対しては、地域住民の活動に焦点を当ててはいるが、犯罪に関わる問題である以上、警察活動とのリンクは不可避であり、地域社会における犯罪予防効果に着目すべき点が異なってくるように思われること、ソーシャル・キャピタルの結合型/橋渡し型の区別は、関係機関との連携を志向するのか、住民のみで行うのか、という点で重なり合うものである、との回答がなされた。

引き続きフロアとの質疑応答が行われた。まず吉岡真佐樹教授（京都府立大学大学院公共政策学研究科）から、犯罪とは何かという説明がないが、本論文ではどの様に定義し、考えているのかという質問がなされた。これに対して、実証調査との関連で公的統計に依拠している関係上、法学（刑法）上の定義を前提とし、かつ警察に検挙されるものを想定しているが、論文中何らかの定義・解説が必要であった、と回答があった。次いで同教授は、論じられていることが日本のことかシカゴ（＝アメリカ）のことが分かりにくいし、日本のことであるとしても地域社会や警察活動の特徴についての説明が見られず、そうした日本に固有・特有の問題に触れる必要性はなかつたのかという質問がなされた。この問いには、理論研究である以上、ニュートラルな論じ方を意識したため、日本の特徴を強調する様な論じ方はしていない反面、タイトルとの整合性を欠いている点はあること、本報告では割愛しているが、警察活動の展開や地域住民の繋がり等の日本の特徴に本文中でもふれてはいる、と回答がなされた。続いて中村佐織教授（京都府立大学大学院公共政策学研究科）より、厚木市の事例はどういった形で調査しているのか、米軍基地という地域固有の事情についても考慮・言及の必要性があるのでは、環境犯罪学アプローチでは2000年以降の研究動向はどうなっているのかとの質問があった。これらに対しては、一部の刊行済み資料を用いてはいるが、基本的に厚木市の担当者へのヒアリング調査を実施したこと、状況的犯罪予防論がブラッシュアップされてきているが2000年以降の新たな研究展開は見られない、と回答があった。さらに、同教授が2000年以降新たな研究展開は見られない理由を尋ねたが、それに対して、現在の犯罪学の主流がコントロール理論や脳科学的な理論にシフトしていること、また環境犯罪学アプローチにおいては理論的に洗練する作業よりも CPTED（Crime

Prevention Through Environmental Design ; 防犯環境設計) を初めとする実践活動のブラッシュアップに関心がシフトしているためであろう、との回答があった。さらに同教授からの、環境犯罪学アプローチでは日本におけるオリジナルの主張はないのかという問いに対しては、谷岡一郎による先行研究整理の図式化と小宮信夫による抵抗性・領域性・監視性という三要素からの説明の二例のみしか見当たらないが、両者はいずれも理論的見通しが不十分ということ論文中で指摘している、と回答があった。最後に、朝田佳尚講師(京都府立大学公共政策学部) から、論文前半と後半の論調が大きく変わっているのではないか、実証主義と意味論が混在しているが、どちらで進めていきたいのかと質問があり、実証はうまくいかなかったが、モデルを構築して実証主義的な研究に純化したかった、と回答があった。さらに同講師から、実証調査において地域社会に関連する属性をなぜ変数に取り入れなかったのかという質問とともに、事後的に地域特性を取り入れて再分析をかければ違った結果が得られるかもしれない、今後の追研究に期待したいとコメントがあった。それに対して、地域固有の色合いを薄めた上で共通するものを見出したい思いが強かったため、調査実施時点で地域性をモデルに取り入れることを考えなかった、地域社会の諸特徴を組み入れたモデルに基づく実証作業の結果として、地域性を越えた共通性を発見することを目指すべきだった、と応答があった。さらに同講師から、統合前に個々の質問項目に基づく相関を見るような作業は行っていないのかという質問と、何かしら結果の出る変数が発見され、新たな気づきを得られる可能性も高いので、今後の研究に期待したい、とのコメントがあった。質問には、先行研究のトレースを意識していたためにその作業を実施していない、との回答があった。最後に同講師から、犯罪発生件数以外の従属変数を考えるべきではないか、先行研究の多くは不安感を従属変数にしている、犯罪不安感といった主観的な変数の方が大きな影響があると考えられるが、なぜ調査に組み込まなかったのか、より細かく分析を行うことで新たな気づきを得られ、オリジナリティとして主張し得るものが抽出できるのではという質問と期待が表明された。それらに対しては、結果が出なかったが、被害不安感については調査を実施して分析に組み込んでいること、発生件数と不安感とは全く別次元の問題であると考え、漠然とした不安感から脱却することに貢献する研究成果を求めた調査設計を行ったが、結果として中途半端な結果となってしまった、と回答があった。

[審査結果の報告]

審査委員3名による論文審査、およびそれをふまえた2月19日の公開審査における質疑応答を通じて、申請者の一貫した論旨が確認され、論文で明らかにしようとした目的が達成されており、申請者は自立した研究者としての能力と学識を有している、と本審査委員会は判断する。

よって、本委員会は、本論文が博士(福祉社会学)の学位に値すると認めるものである。